

投資信託取引に関する書面の電子交付規定

第1条（この規定の取引における契約の成立）

当行が、お客様からこの規定の取引に係る当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したとき、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

第2条（適用範囲）

この規定は、株式会社福島銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービス（以下「インターネット取引」といいます。）において、お客様へ交付する書面について、紙媒体に代えて電磁的方法により交付する場合の取扱いについて定めるものです。以下、この規定において、投資信託総合取引に関してお客さまへ交付する書面を紙媒体の郵送により交付することを「書面交付」、お客様がインターネット取引画面へログイン後に電磁的方法により交付することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付書面」といいます。

第3条（電子交付の内容）

（1） 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。

- ① 取引報告書
- ② 分配金報告書
- ③ 再投資報告書
- ④ 償還金報告書
- ⑤ 取引残高報告書
- ⑥ 運用報告書
- ⑦ その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの

（2） 当行が前条に規定する電子交付を行う方法は、前項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客様の閲覧に供する方法とします。

（3） お客様は、前項に規定する電子交付書面の発行の日から5年間は、当該電子交付書面のファイルの閲覧ができます。ただし、お客様が当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客様が閲覧を希望される日において効力を有している最新のものと異なる場合、当行は、お客様が、当該最後に取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場合において、お客様が当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。

（4） お客様にご用意いただくパーソナル・コンピューターなどの情報演算処理装置等のシステム等においては、当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。

（5） 電子交付書面の内容をご確認された際には、当該ファイルをお客様のパーソナル・コンピューター等に備えられた情報記憶装置に記録（保存）してください。また、当該記録（保存）をしていただいた場合でも、電子交付書面の内容等が更新された場合には、前項の手順に従い、別途保存してください。

第4条（電子交付の承諾および申し込み）

- （1） お客様が電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出または「ふくぎんインターネット投信」にて当行所定の方法により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申し込みは第2条第1項に掲げる対象書面について一括して行うものとし、書面ごとの申し込みはできません。
- （2） 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客様のインターネット取引の申込完了日以降において、インターネット取引において発行する書面について電子交付します。なお、当行都合により、電子交付の開始が申込完了日以降となる場合があります。
- （3） 電子交付書面について、お客様の請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合がございます。

第5条（当行都合による電子交付書面の書面交付）

前条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、書面交付させていただく場合があります。

第6条（当行都合による電子交付の終了）

当行はお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付できるものとします。

第7条（免責事項）

当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

- ① 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

第8条（利用時間）

電子交付サービスを申込されたお客様は、インターネット投信サービスのメンテナンス時間（毎週月曜日午前1:00～午前6:00）、本サービスのメンテナンス時間（毎日午前3:00～午前5:30）を除き、いつでもご利用いただくことが可能です。

第9条（その他）

この規定に定めのない事項については、当行所定の「インターネット投資信託取引約款」「証券振替決済口座管理規定」、その他の約款・規定等が適用されるものとします。

第10条（規定の変更）

- （1） この規定の各条項は、金融情勢の変化、法令諸規則の変更、監督官庁の指示、その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

(3) 前二項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用するものとします。

2013年4月8日制定

2015年10月26日改定

2020年4月1日改定

以上